

名古屋市博物館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第59号

名古屋市博物館条例の一部を改正する条例

第 1 条 名古屋市博物館条例（昭和52年名古屋市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「の範囲内において委員会の定める額」を削る。

別表第 3 展示室の項中

「

特 別 展 示 室	委員会が指定する重要な博物館資料の展示	22,400 円			
部 門 展 示 室		21,000 円			

を

」

第 1 展 示 室	委員会が指定する重要な博物館資料の展示	20,100 円			
第 2 展 示 室		45,600 円			
第 3 展 示 室		44,900 円			
第 4 展 示 室		48,200 円			

に改

め、同表備考第 1 号を次のように改める。

- 1 入場料その他これに類するものを徴収し、又は営利を目的とするときの使用料の額は、この表に定める額に 1.5 を乗じて得た額とする。

別表第 3 備考中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に講堂を使用する場合の使用料の額は、この表に定める額又は前号に定める額に 1.1 を乗じて得た額とする。

第 2 条 名古屋市博物館条例の一部を次のように改正する。

第 6 条中「又は印画紙 1 枚」を削り、「60 円以内で委員会の定める額」を「40 円（カラーで複写された用紙にあつては、80 円）」に改める。

第 10 条中「施設」の次に「（前庭を除く。）」を加え、「次の各号」を「次」に、「こえて」を「超えて」に改める。

第 13 条第 1 項中「（分館を除く。）及び名古屋市秀吉清正記念館」を削る。

別表第 1 中

400 円	350 円	を	600 円	540 円	に改め、同表中学生又は小学生の項を
300 円	250 円		400 円	360 円	

削り、同表備考中第 3 号を削り、同表備考第 4 号中「者」の次に「及び中学校若しくは小学校又はこれらに準ずる学校に在学する者」を加え、同号を同表備考第 3 号とし、同表備考中第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とする。

別表第 3 中

「

ギャラリー	屋内展示場	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	64,300 円			
		区画する場合	第 1 室		9,200 円			
			第 2 室		5,600 円			
			第 3 室		7,700 円			
			第 4 室		7,700 円			
			第 5 室		7,100 円			
			第 6 室		4,100 円			
			第 7 室		17,600 円			
			第 8 室		5,300 円			
	屋外展示場	13,500 円						
講	堂	博物館資料に関する講演会、研究会等の開催		19,100 円	19,100 円	38,200 円		

」

を

「

ギャラリー	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	64,300 円			
	区画する場合	第 1 室		9,200 円			
		第 2 室		5,600 円			
		第 3 室		7,700 円			
		第 4 室		7,700 円			
		第 5 室		7,100 円			
		第 6 室		4,100 円			
		第 7 室		17,600 円			
		第 8 室		5,300 円			
	講	堂		博物館資料に関する講演会、研究会等の開催		19,100 円	19,100 円
前	庭	催物の開催、物品の販売等	名古屋市財産条例（平成15年名古屋市条例第56号）第7条第1項第1号に規定				

		する額の最低額を30で除して得た額			
--	--	-------------------	--	--	--

に改め、同表備考第1号中「入場料」を「博物館の施設（前庭を除く。）を使用する場合において、入場料」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4

使用区分	使用料の額
大型自動車（1台1回につき）	1,200円
普通自動車（1台1回につき）	500円
備考 駐車時間が30分以内のときは、無料とする。	

第3条 名古屋市博物館条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「展示室」の次に「及びイベントホール」を加える。

第10条第1号を次のように改める。

(1) 展示室及びイベントホール 90日

第10条に次の1項を加える。

- 2 イベントホールは、その使用の期間が同一使用者につき引き続き30日を超える場合に限り、使用させることができる。ただし、委員会において特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

別表第1中

「

300円	250円	1,200円	600円 (1,500円)	500円 (1,200円)
200円	150円	800円	400円 (1,300円)	300円 (1,100円)

を

」

「

500 円	450 円	2,000 円	1,000円 (2,500円)	900円 (2,250円)
300 円	270 円	1,200 円	600円 (1,500円)	500円 (1,350円)

に改める。

」

別表第 3 中

「

ギャラリー	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	64,300 円			
	区画する場合	第 1 室		9,200 円			
		第 2 室		5,600 円			
		第 3 室		7,700 円			
		第 4 室		7,700 円			
		第 5 室		7,100 円			
		第 6 室		4,100 円			
		第 7 室		17,600 円			
		第 8 室		5,300 円			

」

を

「

イベントホール			博物館資料の展示及び催物の開催	116,400 円			
ギャラリー	区画しない場合		美術工芸に関する資料の展示	86,000 円			
	区画する場合	第 1 室		5,300 円			
		第 2 室		16,400 円			
		第 3 室		6,200 円			
		第 4 室		10,800 円			
		第 5 室		12,500 円			
		第 6 室		8,900 円			
		第 7 室		25,900 円			

」

に改め、同表講堂の項中

「				を				」
	19,100円	19,100円	38,200円			20,500円	20,500円	41,000円

表備考第1号中「前庭」を「イベントホール及び前庭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、次項の規定は公布の日から、第1条の規定は令和8年8月1日から、第2条（第6条、第13条第1項及び別表第1の改正規定を除く。）及び附則第3項の規定は同年9月5日（以下「一部施行日」という。）から、第2条（第6条、第13条第1項及び別表第1の改正規定に限る。）の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市博物館条例の規定に基づく許可の申請その他博物館の施設を使用するために必要な手続は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 一部施行日において現に第2条の規定による改正前の名古屋市博物館条例の規定に基づいて発行されている回数券は、一部施行日以後無効とし、一部施行日の前日から1年以内の期間に限り、既納の使用料の額を11で除して得た額に券片の枚数を乗じて得た額（10円未満の端数は、切り上げる。）を還付する。